

法人市民税納付書について

納付書3面とも同じ内容をご記入ください。伊賀市の指定する法人番号等、記入漏れのないようにお願いします。印刷はA4で行い、点線にそって切り取ってください。

※納期限後の納付等

○納期限を過ぎますと、その翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、特例基準割合（注）に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を納付（入）しなければなりません。

○督促状が発せられてから納付する場合は、督促手数料を納めなければなりません。

○納期限までに完納しないため督促状を受け、かつその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には、国税徴収法の規定による滞納処分の例により処分させられることとなります。

（注）特例基準割合：令和3年1月1日以降は、「延滞金特例基準割合」となります。

※納入場所

百五銀行、北伊勢上野信用金庫、三重銀行、第三銀行（2021年5月1日に三重銀行と第三銀行が合併し「三十三銀行」になる予定）

中京銀行、滋賀銀行、南都銀行 三菱UFJ銀行（2021年4月1日から納付書による収納の取扱いが不可となります）

伊賀ふるさと農業協同組合、東海労働金庫

三重・愛知・静岡・岐阜県内のゆうちょ銀行または郵便局（東海四県下に限る）

以上金融機関の本店及び全支店

伊賀市役所収税課及び各支所納税窓口

※三重・愛知・静岡・岐阜県（東海四県下）以外のゆうちょ銀行または郵便局の納付書をご希望の方は、収税課または課税課市民税係までお問い合わせください。